

太田市医療機関等に対する物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に大きく影響を受けている病院、診療所（医科、歯科）及び薬局（以下これらを「医療機関等」という。）を支援し、太田市医療機関等に対する物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより負担軽減を図り、安定した地域医療提供体制を維持することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 有床診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- (3) 無床診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有しないものをいう。
- (4) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する医療機関等とする。ただし、公立の医療機関等については除くものとする。

- (1) 令和8年3月1日時点において、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する厚生労働大臣の指定を受けていること。
- (2) 市内に所在すること。
- (3) 第5条第4項の規定により申請をする日において、事業の廃止又は休止をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (2) 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号。以下「暴排法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴排法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有している者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表左欄に掲げる対象施設ごとに同表右欄に掲げるとおりとし、支援金の交付は、1の医療機関等につき1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、本支援金の交付については、ICT機器の導入その他のデジタル技術の活用による業務の効率化及び職員の負担軽減を促進するものとして、別表の額に10万円を加えた額を支給する。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする医療機関等（以下「申請者」という。）は、太田市医療機関等に対する物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に振込先の口座に係る通帳等の写しその他市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第3条第1項第1号の指定について、市長が厚生労働省又は群馬県に確認することに同意しなければならない。

3 申請者は、第3条第1項第3号に掲げる規定に該当すること及び第3条第2項各号に該当しないことについて誓約しなければならない。

4 第1項の申請期間は、令和8年4月6日から同月30日までとする。この場合において、郵送による申請である場合は、当日消印有効とする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、支援金を交付することを決定した場合は、太田市医療機関等に対する物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、支援金の交付は、指定された金融機関の口座へ振り込むことにより行う。

2 前項の審査及び調査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、太田市医療機関等に対する物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査及び調査の際、必要であると認められるときは、申請者に対して追加資料の提出等を求めることができる。

（交付申請の変更等）

第7条 申請者は、交付申請の内容を変更し、又は取り下げようとする場合は変更等申請

書（様式第4号）を提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、支援金の交付決定を受けた事業者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められるときは、これを取り消し、既に支援金を交付しているときは、その事業者に対し、太田市医療機関等に対する物価高騰対策支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めて当該支援金を返還させることができる。

（書類の保管）

第9条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付に係る証拠書類を整理し、保管しなければならない。

2 前項に規定する証拠書類の保管期間は、当該支援金交付年度の属する会計年度の翌会計年度から5年間とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

別表（第4条関係）

対象施設	支援金
病院・有床診療所	1床×12,000円
無床診療所（医科、歯科）	17万円
薬局	17万円